

日野町江府町日南町衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 2 8 年 9 月 1 日

日野町江府町日南町衛生施設組合

管理者 江府町長 白石 祐治

日野町江府町日南町衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき日野町江府町日南町衛生施設組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に職場環境を改善するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号)第2条に基づき、日野町江府町日南町衛生施設組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

○平成32年度末までに、全職員の年次休暇の平均取得日数を、平成27年度の実績9日6時間より引き上げ15日以上の取得を推進する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

○平成28年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。